

自己点検事項

◇ 精神科身体合併症管理加算(A230-3)

(1)精神科を標榜する病院であって、当該病棟に専任の内科又は外科の医師が1名以上配置されている。 (適・否)

(2)次のいずれかを算定している病棟を単位としている。 (適・否)

ア 精神病棟入院基本料

(10対1入院基本料、13対1入院基本料、15対1入院基本料に限る。)

イ 特定機能病院入院基本料

(7対1精神病棟入院基本料、10対1精神病棟入院基本料、13対1精神病棟入院基本料
15対1精神病棟入院基本料に限る。)

ウ 精神科救急入院料

エ 精神科急性期治療病棟入院料

オ 認知症治療病棟入院料

(3)必要に応じて患者の受入れが可能な精神科以外の診療科を有する医療体制との連携が確保されている。 (適・否)

※ 精神科以外の診療科を有する医療体制との連携は、他の保険医療機関でもよい。

医療機関コード

保険医療機関名